

一般財団法人神奈川県厚生福利振興会広告事業実施要領

(目的)

第1条 一般財団法人神奈川県厚生福利振興会（以下「振興会」という。）の会員の福利厚生及び消費生活活動の充実を図るとともに、振興会の収入を確保するため、契約施設及び取引業者等（以下「契約施設等」という。）を対象に、広告掲載者（以下「広告主」という。）を募集し広報媒体を活用した広告事業を実施する。

(対象とする広報媒体)

第2条 広告事業を実施する広報媒体の種類は、次のとおりとする。

- (1) 広報誌「振興会ニュース」
- (2) 広報誌号外
- (3) ホームページ

(契約施設等の範囲)

第3条 契約施設等の範囲は次のとおりとする。

- (1) 厚生活動利用券取扱施設
- (2) 指定店
- (3) 振興会と委託契約、売買契約等の取引にある者
- (4) 広告事業実施年度の前年度に前号の取引があった者
- (5) 各号に準じる者で、理事長が認める者

(申込方法)

第4条 広告掲載を希望する者は、「（一財）神奈川県厚生福利振興会広告掲載申込書」（第1号様式）により申し込むものとする。

(広告掲載の基準)

第5条 広告の内容が次の各号のいずれかに該当する場合、その広告は掲載しないものとする。

- (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- (2) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (3) 虚偽の内容を表示するもの
- (4) 第三者の肖像、商標、著作権、プライバシー等を侵害する恐れがあるもの
- (5) 責任の所在が明らかでないと判断されるもの
- (6) 内容及びその目的が不明確なもの
- (7) 国内世論が大きく分かれているもの
- (8) 閲覧者が振興会に関する情報と錯誤する恐れがあるもの

- (9) 広告表現や配色等で閲覧者に不快感を与えるもの
- (10) 政治的または宗教的な宣伝を目的としていると判断されるもの
- (11) その他、掲載ページの内容等から見て適当でないと振興会が認めるもの

(原稿の作成及び校正等)

第6条 原稿の作成及び校正は、広告主の責任において行う。

(広告の規格等)

第7条 ホームページに広告掲載できる規格は次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦40ピクセル、横168ピクセル
- (2) 形式 GIFまたはJPEG
- (3) ファイル容量 制限なし。
- (4) 画像表現 静止画像とする。

(広告の掲載期間)

第8条 広告の掲載期間は次のとおりとする。

- (1) 広報誌「振興会ニュース」の広告掲載は、原則として各号ごとの申し込みとする。
- (2) ホームページ広告の掲載期間は、原則として3月単位とする。3月を越える場合は、1月単位で任意の月数を設定できる。広告掲載を開始する日は、当該広告を掲載する月の第1日とする。ただし広告掲載日が休日にあたる場合は、繰り上げることができる。
- (3) 前号の規定にかかわらず、特にやむを得ない事情により月の初日に掲載することができない場合には、月の途中から掲載することができるものとする。この場合の広告掲載料は、1月の掲載料をその月の日数で除して算出した日額に、掲載することとした日数を乗じて算出した金額を請求するものとする。
- (4) ホームページの広告掲載を終了する日は、当該広告を掲載する月の最終日とする。ただし、広告掲載終了日が休日に当たる場合は、繰り下げることができる。

(広告掲載料金)

第9条 広告掲載料金及びその支払い方法

- (1) 広告掲載料は、次の表のとおりとする。

広報媒体	掲載サイズ及び広告掲載料（税抜）		
広報誌 振興会ニュース	全面	半面	1/4 面
広報誌 号外	115,000 円	57,500 円	28,750 円
ホームページ（月額）	会員向けトップページ		
	10,000円		

- (2) ホームページに掲載するバナー広告について、バナー設置費及び撤去費（各 2,000 円（税抜））は広告主が支払うものとする。
- (3) バナー広告の作成を振興会に依頼する場合は、作成費（8,000 円（税抜））を別途支払うものとする。
- (4) 広告掲載後、振興会の請求書に基づき次の表のとおり支払うものとする。

ページ種類	-	広告掲載料	バナー作成費	設置作業費	撤去作業費	計
会員向け	初回	10,000 円	-	2,000 円	2,000 円	14,000 円
(バナー持込)	2ヶ月目以降	10,000 円	-	-	-	10,000 円
会員向け	初回	10,000 円	8,000 円	2,000 円	2,000 円	22,000 円
	2ヶ月目以降	10,000 円	-	-	-	10,000 円

（広告掲載料にかかる減免）

第10条 広報誌「振興会ニュース」について、当該年度4回全ての広告掲載を申し込んだ広告主には、広告掲載料を15%を割引する。ただし減額決定後に、その年度全ての広報誌に広告が掲載されない事実が発生した場合は、以後の減額を取り消すとともに既に減額した差額分を納めなければならない。

（広告掲載の取消し）

第11条 広告主は、指定したリンク先のホームページが、ウイルス感染又は不正アクセスの被害を受けたことが判明した場合は、直ちに振興会に報告するものとし、振興会はこの報告を受けたときは、リンク先のホームページの安全が確認できるまでの間、当該ホームページへのリンクの削除又はリンク先の変更を行うことができるものとする。

この場合において、すでに納付されている広告掲載料の返還及び損害賠償等、一切の責を負わないものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

第 1 号様式

(一財) 神奈川県厚生福利振興会 広告掲載申込書

申 込 者	会社名											
	所在地		〒 -									
	代表者職名・氏名											
	担当者	部署名										
		氏名										
	連絡先	TEL / FAX	TEL	FAX								
		E メール										
業種・事業内容												
振興会ニュース			年度	月	(	全面	・	半面	・	1/4 面	)	
				月	(	全面	・	半面	・	1/4 面	)	
				月	(	全面	・	半面	・	1/4 面	)	
				月	(	全面	・	半面	・	1/4 面	)	
ホームページ	掲載期間	年 月 から 年 月 (か月)										
	バナーの作成	申込者が作成する ・ 振興会に作成を依頼する										
	バナーリンク URL											
広告の内容												
上記のとおり広告掲載の申込をいたします。												
年 月 日												
												印